

特別児童扶養手当

次の児童を家庭で監護している父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している方（養育者）が申請により受取れる手当です。

- ・心身に障害のある20歳未満の児童
- ・身体障害者手帳1級から3級程度
- ・療育手帳A1からB1程度または同程度の精神障害のある場合

○手当額（月額）

- ・1級 50,400円
- ・2級 33,570円

※保護者等の所得による制限があります。

○支払方法

4・8・11月の年3回、受給者の指定した金融機関の口座に振込まれます。

※認定を受けているすべての方は、毎年8月に『所得状況届』を提出していただかなくてはなりません。

障害児福祉手当

心身に障害のある20歳未満の児童で次の身体又は精神に重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある在宅の障害者に支給する手当です。（障害年金を受けることができる場合や障害児施設、障害者施設に入所している場合は対象となりません。）

・身体障害者手帳1級から2級程度

療育手帳A程度または同程度の精神

神障害のある場合

○手当額（月額）

14,280円

※扶養義務者等の所得による制限があります。

○支払方法

2・5・8・11月の年4回、受給者の指定した金融機関の口座に振込まれます。

※認定を受けているすべての方は、毎年8月に『所得状況届』を提出していただかなくてはなりません。

特別障害者手当

20歳以上で次の身体又は精神に重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする方に支給する手当です。（ただし、身体障害者療護施設等に入所している場合や病院等に3カ月以上収容された場合は対象になりません。）

・身体障害者手帳1級程度、療育手帳A程度、又は同程度の精神障害のある場合

○手当額（月額）

26,260円

※扶養義務者等の所得による制限があります。

○支払方法

2・5・8・11月の年4回、受給者の指定した金融機関の口座に振込まれます。

※認定を受けているすべての方は、毎年8月に『所得状況届』を提出していただかなくてはなりません。

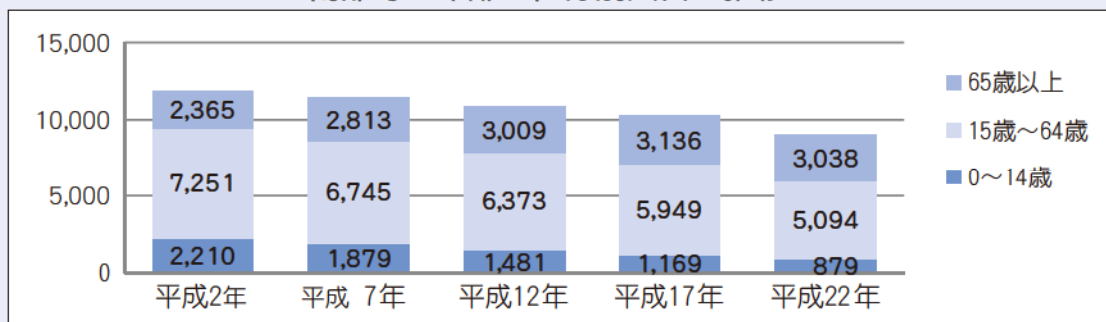
問合せ先 役場福祉保健課 ☎64-4836

こんにちは保健師です

知っていますか？ 南部町の人口の様子!!

こんにちは!保健師です。1年をかけて町民の皆さんの健康の状況と健康づくりの話題をお知らせしていきます。子どもからお年寄りまで、元気ではつらつとした日々を送るために参考にしてください。1回目の今回は…「知っていますか？ 南部町の人口の様子!!」です。

南部町 年齢三区分別人口の推移



グラフからわかるように一目瞭然、人口は減り続けています。特に若い世代の減少が著しいです。赤ちゃんの出生は町全体で年間約40人になってしまいました。

南部町が元気な町であるためには「町を支える若い世代と子どもたちが健康でいること」「お年寄りは介護が必要な状態にならないように予防すること」の両方がとても大切です。

来月は「亡くなる原因は何が多いの？」を掲載予定です。皆様のご意見・感想をお寄せください。

福祉保健課 ☎64-4836